

平成29年度

# 市奨学生募集

問い合わせ 総務学事課 ☎ 592185

3月10日(金)～5月1日(月)  
8時30分～17時15分  
※ 土・日曜日、祝日を除く。

## 申込期間

## 対象

- ①扶養者が市内在住
  - ②学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学および専修学校（修業年限2年以上の専門課程）に在学または入学予定
  - ③学業成績が優良で、日頃の行いが良い
  - ④健康上、修学に支障がない
  - ⑤経済的理由のため修学が困難と認められる
- ※ ③～⑤については、基準を設けています。

私立	大学（短大・大学院を含む）	高等専門学校
国公立 月額4万円以内	国公立 月額1万8千円以内	国公立 月額2万8千円以内

私立	大学（短大・大学院を含む）	高等専門学校
月額2万8千円以内	月額1万1千円以内	月額2万2千円以内

## 貸付額



次の書類を作成し、総務学事課へ。

- ①奨学生貸付申請書
- ②卒業学校長の推薦調書
- ③世帯全員の住民票
- ④世帯員の所得を証明する書類
- ⑤世帯員に市税などの滞納がないことの証明
- ⑥合格通知書もしくは入学証明書の写しまたは在学証明書

## 返還方法

卒業後6カ月間据え置き、翌月から10年以内に返還

## 申し込み

※ 奨学金貸付審議会を経て、5月下旬に決定し、結果を文書で通知します。  
なお、採用の場合は、家族以外の連帯保証人（扶養者と生計を別にしている返済能力がある方）が必要となります。

## 将来の大竹を支える世代を支援します 市奨学生返還免除制度

問い合わせ 総務学事課 ☎ 592185

### 対象

奨学生の償還開始年度が平成19年～平成27年の方で、平成27年4月1日以前から大竹市に継続して居住（実際に生活）している方

### 返還免除期間

平成29年4月～平成30年3月分（期間中に転出した場合は転出した当月分まで）

### 申請期間

4月3日(月)～5月1日(月)（必着）

※ 土・日曜日、祝日を除く。

### 申請方法

総務学事課に備え付け（市ホームページからダウンロードできます）の「奨学生返還免除願」と「必要書類」を総務学事課へ。

※ 本人以外からの申請および郵送では受け付けません。

※ 「奨学生返還免除願」には連帯保証人の記入・押印が必要です。

### 必要書類

- ①本人の住民票
- ②「平成28年分源泉徴収票」または「平成28年分の確定申告書または市県民税の申告書の写し」

※ 「課税台帳記載事項証明書」では受け付けできません。

③世帯全員の市税などに滞納がないことの証明

### 免除の決定

奨学生貸付審議会を経て、5月下旬に決定し、文書で通知します。